

上下水道をご使用の皆様へ

1 水道使用の各種届出について

水道の使用の開始・廃止・名義変更などをされる場合は、必ず上下水道課へ届け出が必要です。開始等の3日前(土・日曜日、祝日を除く)までに、印鑑持参のうえ、大河原町役場 1階 上下水道課窓口で手続きをお願いします。FAXでも受け付けています。(FAX0224-53-3818)届出用紙(給水契約届出書)は、大河原町のホームページからダウンロードできます。

2 下水道使用料について

下水道を使用されているお宅では、水道料金と一緒に下水道使用料を請求させていただきます。使用に関する手続きは、水道と兼ねています。

3 料金の請求について

毎月中旬頃にメーターを検針し、その日までの使用分を翌月に請求させていただきます。
(例) 2月15日検針(1月16日~2月15日まで分)を3月分として請求。

4 料金の納入方法について

①口座振替による納入

振替日: 毎月25日(金融機関の休業日の場合は、翌営業日)

取扱金融機関: 七十七銀行、仙台銀行、仙南信用金庫、みやぎ仙南農業協同組合、東北労働金庫の各本支店、相双五城信用組合(大河原、蔵王、岩沼支店のみ)及び全国のゆうちょ銀行各店

申込方法: 町内金融機関、及び上下水道課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入・押印のうえ、上下水道課もしくは、金融機関へお申し込みください。

②納入通知書による納入

毎月15日頃に郵送しますので、納入期限(月末)までに取扱金融機関またはコンビニエンスストアで納入してください。納入場所については納入通知書裏面に記載しております。

※ゆうちょ銀行は口座振替のみの取扱となりますので、ゆうちょ銀行窓口での納入はできません。

◎料金は、納入期限までの納入をお願いします。未納・滞納等が続きますと、給水を停止する場合があります。

5 漏水チェック

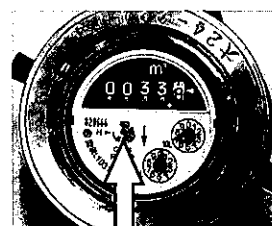
◎使用水量がいつもの水量より増えたときは、漏水の疑いがあります。

また、定期的に、ご自身でチェックすることをおすすめします。

①宅内の蛇口を全て閉めて、水道メーターを確認します。

②水道メーター内のパイロット(銀色の円盤または赤色の星形)が回っていれば、どこかで漏水している可能性があります。

※宅内での漏水修理等については、所有者(使用者)で行っていただきますので、町指定業者へご依頼ください。



パイロット

◆指定給水装置工事事業者(町内業者のみ掲載)

いこい住設(株)	☎52-2161	佐々木設備	☎86-4380	㈱柗建設	☎52-2172
㈱さくら設備	☎53-2510	イーエムエコテック	☎52-8730	瀬古設備	☎53-4679
㈱高木設備工業	☎53-2868	㈱夕カヤ	☎52-3320		

◎水抜き栓の操作にご注意下さい。

水道メーターのそばに設置されている「水抜き栓」(ハンドル状のもの)は、栓が途中の状態では、水が外に流れ出る仕組みになっています。

凍結防止などで「水抜き栓」を操作する場合は、開・閉どちらとも、完全に止まるまでハンドルを回して、水が止まるのを確認して下さい。

流れ出た分も料金に含まれてしまいますので、操作の際には十分にご確認ください。お願いします。



水抜き栓

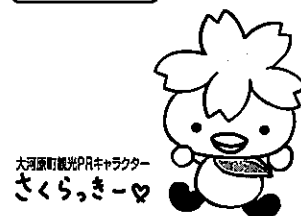
6 水道メーターの検針について

◎毎月中旬頃に、検針員が伺いますので検針へご協力ください。

①メーターボックス付近及び上部には、物などを置かないようにお願いします。

②犬は、メーターボックスから離れたところにつないでください。

③冬場の積雪の際には、メーターボックス付近の除雪に、ご協力ください。



大河原町観光PRキャラクター
さくら、きー

令和元年
12月から

上下水道使用料金早見表

令和元年9月30日以前より継続して使用しているかたは、11月請求分までは旧料金で計算されます。

家庭用口径13mmの上下水道料金(円)			
使用量 立方メートル	〈上水道〉 税込み料金	〈下水道〉 税込み料金	〈上下水道〉 税込み料金
0~10	1,848	1,485	3,333
11	2,101	1,644	3,745
12	2,354	1,804	4,158
13	2,607	1,963	4,570
14	2,860	2,123	4,983
15	3,113	2,282	5,395
16	3,366	2,442	5,808
17	3,619	2,601	6,220
18	3,872	2,761	6,633
19	4,125	2,920	7,045
20	4,378	3,080	7,458
21	4,631	3,245	7,876
22	4,884	3,410	8,294
23	5,137	3,575	8,712
24	5,390	3,740	9,130
25	5,643	3,905	9,548
26	5,896	4,070	9,966
27	6,149	4,235	10,384
28	6,402	4,400	10,802
29	6,655	4,565	11,220
30	6,908	4,730	11,638
31	7,161	4,911	12,072
32	7,414	5,093	12,507
33	7,667	5,274	12,941
34	7,920	5,456	13,376
35	8,173	5,637	13,810
36	8,426	5,819	14,245
37	8,679	6,000	14,679
38	8,932	6,182	15,114
39	9,185	6,363	15,548
40	9,438	6,545	15,983
41	9,691	6,726	16,417
42	9,944	6,908	16,852
43	10,197	7,089	17,286
44	10,450	7,271	17,721
45	10,703	7,452	18,155
46	10,956	7,634	18,590
47	11,209	7,815	19,024
48	11,462	7,997	19,459
49	11,715	8,178	19,893
50	11,968	8,360	20,328

家庭用口径20mmの上下水道料金(円)			
使用量 立方メートル	〈上水道〉 税込み料金	〈下水道〉 税込み料金	〈上下水道〉 税込み料金
0~10	2,057	1,485	3,542
11	2,310	1,644	3,954
12	2,563	1,804	4,367
13	2,816	1,963	4,779
14	3,069	2,123	5,192
15	3,322	2,282	5,604
16	3,575	2,442	6,017
17	3,828	2,601	6,429
18	4,081	2,761	6,842
19	4,334	2,920	7,254
20	4,587	3,080	7,667
21	4,840	3,245	8,085
22	5,093	3,410	8,503
23	5,346	3,575	8,921
24	5,599	3,740	9,339
25	5,852	3,905	9,757
26	6,105	4,070	10,175
27	6,358	4,235	10,593
28	6,611	4,400	11,011
29	6,864	4,565	11,429
30	7,117	4,730	11,847
31	7,370	4,911	12,281
32	7,623	5,093	12,716
33	7,876	5,274	13,150
34	8,129	5,456	13,585
35	8,382	5,637	14,019
36	8,635	5,819	14,454
37	8,888	6,000	14,888
38	9,141	6,182	15,323
39	9,394	6,363	15,757
40	9,647	6,545	16,192
41	9,900	6,726	16,626
42	10,153	6,908	17,061
43	10,406	7,089	17,495
44	10,659	7,271	17,930
45	10,912	7,452	18,364
46	11,165	7,634	18,799
47	11,418	7,815	19,233
48	11,671	7,997	19,668
49	11,924	8,178	20,102
50	12,177	8,360	20,537

用途	水量	超過料金		基本料金 (1か月につき)
		1mにつき	基本料金	
家庭用	10m ³	253円	1,650円	
営業、団体用	20m ³	269円50銭	4,048円	
工業用	100m ³	269円50銭	18,898円	
湯屋用	200m ³	214円50銭	21,010円	
共用	1月につき 10m ³	264円	1,078円	
区分	排出汚水量	金額		
基本使用料	10m ³ まで	1,485円		
	10m ³ を超え 20m ³ まで	1mにつき	159円50銭	
	20m ³ を超え 30m ³ まで	1mにつき	165円	
	30m ³ を超え 50m ³ まで	1mにつき	181円50銭	
	50m ³ を超え 200m ³ まで	1mにつき	220円	
超過使用料	200m ³ を超え 1,000m ³ まで	1mにつき	253円	
	1,000m ³ を超えるもの	1mにつき	269円50銭	

※合計額の1円未満は切り捨て

メーター使用料 (税込)	口径 13mm: 198円	25mm: 451円	40mm: 858円
	20mm: 407円	30mm: 737円	50mm: 4,059円

上下水道使用料の計算方法

水道料金(基本料金・基本水量・超過料金は用途により変わります)

$$\text{基本料金} + (\text{超過料金} \times \text{メーター使用料}) + \text{水道料金} = \text{円} \text{ ①(1円未満切捨て)}$$

下水道料金(超過料金は従量制になっています)

$$\text{基本料金(1~10)} + (\text{超過料金} \times \text{下水道料金}) = \text{円} \text{ ②(1円未満切捨て)}$$

(例) 家庭用13mm22トン使用の場合

水道料金
基本料金(1~10) 超過料金 メーター使用料 水道料金
1,650円 + (253円 × 12) + 198円 = 4,884円 ①(1円未満切捨て)

下水道料金
基本料金(1~10) 超過料金(11~20) 超過料金(21~30) 下水道料金
1,485円 + (159.5円 × 10) + (165円 × 2) = 3,410円 ②(1円未満切捨て)

《上下水道料金》 ①+② = 8,294円

お問い合わせは、大河原町上下水道課
TEL53-2116 FAX53-3818